

ADS 設計解析に関わる労働者派遣契約

仕様書

ADS 設計解析に関する労働者派遣契約 仕様書

1. 目的

本仕様書は、ADS 設計解析業務に従事する労働者の派遣について定めたものである。

2. 業務内容

(1) 加速器駆動システムのための核解析業務

ADS-3D コードシステム、PHITS コード、MVP コード、MCNP コード、および SERPENT コードを用いて、加速器駆動システム (ADS) の陽子・中性子輸送解析を支援する。

(2) 加速器駆動システムのための熱流動解析業務

グループで整備した、ビーム窓連成解析システム (ANSYS Workbench で構成) を用いて、加速器駆動システム (ADS) のビーム窓、ターゲット部分の液体金属熱流動解析を行う。

3. 派遣労働者の要件等

派遣労働者の要件については、以下に掲げるものとする。

(1) 派遣労働者の基本的要件

- ① ADS-3D を構成する決定論的手法を用いた中性子輸送コードを用いることができる。
- ② 中性子および陽子モンテカルロコード、PHITS、MVP、MCNP、SERPENT コードのうち 2つ以上を用いることができる。
- ③ CFD コードを用いた熱流動解析を行うことができる。

(2) 技術的要件

- ① ADS-3D を構成する決定論的手法を用いた中性子輸送コードを用いた経験を 1 年以上有すること。
- ② 中性子および陽子モンテカルロコード、PHITS、MVP、MCNP、SERPENT コードのうち 2つ以上を用いた経験を 1 年以上有すること。
- ③ CFD コードを用いた熱流動解析を用いた経験を 1 年以上有すること。

(3) 業務遂行にあたり派遣労働者が具備すべき条件

- ・職務上の問題点を専門的知識に照らして、分析し、いろいろな視点から新しい考え方やより良い方法を求め、問題解決の手段・方法を具体化した上で、正確に作業を遂行できる。
- ・指示された作業を把握し、問題なく対応できる。
- ・指示された作業の計画の作成を的確に行える。
- ・電算機分野においては、基礎的なオペレーションができる。

(4) 派遣労働者の条件

- ・派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定する」

(5) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職なし。

4. 組織単位

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所
原子力基礎工学研究センター
核変換システム開発グループ

5. 就業場所

(住所) 茨城県那珂郡東海村大字白方 2 番地 4

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所

原子力基礎工学研究センター

核変換システム開発グループ

TEL : 029-282-6279

なお、機構が認めた場合に限り必要に応じて在宅勤務を命ずることがある。その場合の就業場所は、派遣労働者の自宅とし、在宅勤務により発生する一切の経費（通信費・水道光熱費等）については、派遣労働者又は派遣元の負担とする。

また、在宅勤務にあたっても、機構のルール及び指示に従うこと。

6. 指揮命令者

日本原子力研究開発機構 原子力基礎工学研究センター

核変換システム開発グループリーダー

TEL : 029-282-5059

7. 派遣期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

8. 就業日

土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、機構創立記念日

（10月の第1金曜日とする。但し、10月1日が金曜日の場合は、10月8日とする。）、その他当機構が指定する日（以下「休日」という。）を除く毎日。

ただし、当機構の業務の都合により、休日労働を行わせることがある。

なお、休日労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

9. 就業時間及び休憩時間

(1) 就業時間 9時から17時30分まで

(2) 休憩時間 12時から13時まで

当機構の業務の都合により、就業時間外労働を行わせることができる。

就業時間外の労働の対価は、契約書別紙に基づき支払う。

ただし、機構が業務に支障がないと認めた場合は就業時間を変更することができる。なお、指揮命令者は派遣元へ事前に適用の可否を確認するものとする。

10. 派遣先責任者

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 人材開発部 職員

11. 派遣人員

1名

12. 業務終了の確認

機構が定める就業状況報告により本仕様書の定める業務の終了を確認する。

13. 提出書類（部数：次の提出先に各1部、提出先：「指揮命令者」及び「派遣先責任者」）

(1) 労働者派遣事業許可証（写）（契約後）

(2) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後及び変更の都度速やかに）

(3) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）

(4) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やか

に)

- (5) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）※届出日付又は取得日付を含む。
- (6) その他必要となる書類

14. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 特記事項

- (1) 当機構の業務の都合により出張等を命ずることがある。この場合の出張旅費等については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。
- (2) 当機構の業務の都合により学会等への参加を命ずることがある。この場合の学会等参加費については、契約書別紙に定める費用を当機構が負担する。

以上